

〈論文〉 柳川一件の審議の再検証

所 太 郎

はじめに

近世の日朝外交体制は慶長の朝鮮通信使来日、己酉約条締結、そして柳川一件をへて確立した、とされる。

関ヶ原の合戦後、実質的に徳川政権が樹立したが、政権の正当性を示すための課題の中に、日朝の国交回復交渉があった。

徳川政権が成立した当初、朝鮮との国交は、文禄・慶長の役によって断絶したままになっていた。徳川政権の正当性を国内外に示すためには、豊臣政権が残した課題を克服する必要があった。そのひとつが朝鮮との国交回復であり、国交回復を通して朝鮮国王から日本国を預かる政権の長として自らを認めてもらうことであった。国交回復交渉に当たったのが対馬宗氏であり、徳川政権もその交渉すべてを対馬宗氏に委任していた。

そもそも朝鮮との国交回復は対馬にとっても必要不可欠であった。対馬は土地がやせており、米を初めとした農作物が育ちにくい環境であった。そのため、藩の財政は朝鮮との貿易利潤に頼るところが多く、朝鮮との貿易なしでは藩の財政が成り立たない状態であった。

対馬宗氏の主導によって「朝鮮通信使」の来日、己酉約条締結によって、中世以来の朝鮮との国交と貿易が回復したが、その過程で国書の偽造・改竄が行われていた。これは国交が回復した後も続けられていたが、遂に露見する日がやってきた。それが「柳川一件」である。

柳川一件とは、対馬宗氏とその家臣の柳川氏との間で起こったお家騒動がその発端で、審議の過程で、国書偽造・改竄、將軍の使者の無断派遣などの外交上の「不正」が明らかになり、朝鮮外交のあり方を見直さなければならなかった大事件である。

柳川一件の研究は中村榮孝が日朝国交回復から近世日朝外交体制成立までの過程を追う中で論じたのが始まりで、その後の研究の前提になっている。中村は『日鮮関係史の研究』下(吉川弘文館、一九六九年)において、①慶長以来の柳川氏三代および島川、松尾の秘策が暴露され、国書改竄にかかわった者が処罰されたこと、②それを契機にして徳川政権が新しい日朝外交体制を確立させた、(以酹庵輪番制が導入され、將軍の呼称に「大君」が採用されたこと)としている。

田中健夫は「章 鎖国成立期における朝鮮との関係」「朝鮮学報」第三十四輯(一九六五年一月、二九〜六二頁)において、徳川政権・対馬・朝鮮の三者の動向を明らかにし、その上で「鎖国」の成立と日朝関係との関連、「鎖国」体制のもとの日朝関係の位置づけを論じている。対馬宗氏は、朝鮮に対しては「日本の統一政権の代弁者であるという立場」を強調し、徳川政権に対しては「(朝鮮と徳川政権との)中継者としての立場を正当化」しようとしていた。そのことが、柳川調興が家康のもとで直参化することにつながり、それが柳川一件の芽になっていたと論じている。また、田中は中世から近世にかけての対馬と朝鮮との交易のあり方、柳川氏の出自などを明らかにしており、その成果は荒野泰典や田代和生などによって踏襲されている。

荒野泰典は、中村・田中の研究成果を引き継ぎつつ「四つの口」における軍役の成立過程の中で柳川一件を論じている。

荒野は、家光の御前審議の前日に書かれた細川忠利の書状をもとに以下の事を論じている。当時の領主層の共通認識として、朝鮮との国交が断絶した場合は再度出兵する、というのがあった。従来ならば、お家騒動が起きた場合、理由の如何を問わず、両者とも取り潰されるはずであった。しかし、徳川政権(家光政権)の目指した日朝関係を維持するためには、宗氏と柳川氏のいずれかを残さなければならなかった。その中で柳川氏が敗訴した理由は、①徳川政権が大名統制の方針として大名権力を強化する方向を取っていたこと、②駿府政権以来のブレインの勢力を排除して、將軍権力のもとに一元化しようとしていた。(その中で柳川氏は駿府政権以来のブレインに属していた。)このような流れを経て、朝鮮との外交業務(朝鮮押えの役)が対馬宗氏の家役として成立した。

と論じている。

荒野の研究成果を踏襲し、柳川一件の一部始終を詳細に論じたのが田代和生である。田代は、著書『日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）において、判決には喧嘩両成敗の論理が働いた、と論じた他、徳川政権が柳川氏に下した判決の内容の他、柳川氏が幕府に直訴する行動を取りえた理由について疑問を呈している。そして、先の荒野の研究成果を引き継いで『書き替えられた国書―徳川・朝鮮外交の舞台裏―』（中公新書、一九八三年）を著し、寛永一三年（一六三六）に来日した朝鮮通信使の記録をもとに、改めて柳川氏を支持した勢力の存在を具体的に明らかにしている。この著書は、柳川一件が起るまでの対馬内の状況や、配流後の玄方長老の様子などを詳細に論じている。

柳川一件のほか、田代は対馬に残されている史料を読み込み、対馬と朝鮮との交渉や貿易の実態を明らかにしている。（例えば玄方長老の朝鮮上京の様子など）

さて、先述のとおり、柳川一件を論じる際には「慶長の朝鮮通信使「来聘」の際に徳川家康の国書が偽造された」という前提があった。しかし、これに対して疑問を投げかける論が提示されている。一九八〇年代には高橋公明が、家康の国書自体は存在しており、それが改竄されて送られたのではないかと疑問を呈している。その根拠としては①「朝鮮通交大紀」所収の万曆三五（一六〇七）年正月付の礼曹参判呉億齡の書契において「今貴国王、先奉咫尺之書」と明記されていること、②新井白石が「殊号事略」において同書の存在に言及していること、③対馬側が全継信に對し、家康「国書」は本多正純の協力を得て実現に到ったと主張していること、④江戸において使節と本多正純との会話があったが、家康の国書についての言及があった際に、正信が何ら疑問を示していないこと、の四点を挙げている。

高橋氏の説を継承しつつ一九九〇年代には関德基が、偽造でも改竄でもなく、朝鮮に送られた家康の国書は本物であった、としている。

これらの説に対して米谷均は、呉億齡の書契と本多正信名義の返書を検証した上で、呉億齡の書契自体が対馬によって偽造されたものであること、本多正信名義の返書も偽造された書契に対するものであるとし

て、高橋説、関説を否定し、改めて家康の国書が偽造されたものである、と論じている。

以上研究史を概観してきたが、審議の具体的内容が明らかにされてきたかについては疑問が残る。先述のように柳川一件の審議は国書の偽造・改竄・すり替え、そして御所丸（日本国王使）の無断派遣などの外交上の不正が明るみに出たことにより、その実態解明が主たる目的として行われた。しかし、「寛永十三丙子年朝鮮通信使記録」を検討してみた結果、それ以外にも注目すべき審議があることがわかった。

本稿では「寛永十三丙子年朝鮮通信使記録」をもとに、審議において何が問題とされ、何が明らかにされたのかを論じることにより、近世初期の日朝外交の実態を明らかにし、同時に柳川一件の研究の新たな可能性を考えていきたい。

一、審議の始まり

柳川一件の審議は、寛永八（一六三一）年に始まる。柳川調興は宗氏から与えられていた所領と歳遣船の権限一切の返上を申し出た。宗義成はこれを「不臣」の所業として土井利勝に訴え、一方の調興も義成を「横暴」として土井利勝に訴えている。事の発端は朝鮮との国交回復交渉の頃にさかのぼる。

文禄・慶長の役終了後、朝鮮との国交は断絶したままであった。家康が政権をとった後、対馬宗氏を窓口にして交渉が行われた。その時、交渉の中心人物であったのが、柳川調信と智永（景直）であった。交渉の末、朝鮮の使者来聘を実現させた。その功績により宗義智は徳川政権より、肥前国基肆群・養父群二八〇〇石を与えられ、参勤についても三年に一度とする特権を認められた。同時に交渉の中心となった柳川智永も宗氏に与えられた肥前国基肆郡・養父郡二八〇〇石のうち一〇〇〇石を徳川政権の命令によって与えられ、さらに「五位・諸大夫」の叙任を受けている。このように、柳川氏は徳川政権から、宗氏と並んで外交の中心人物として認識されるようになり慶長一八（一六一三）年に宗義智が駿府の徳川家康のもとを訪れた際に、柳川智永の息、調興を、対馬と公儀と

のパイプラインとして家康のもとに残している。

しかし、宗氏の当主が義成となつたときに宗氏と柳川氏は対立関係になつていった。柳川調興は肥前国基肆郡・養父郡一〇〇〇石を与えられたことと、家康の側仕えをしていたことを根拠に、徳川政権の直参としての意識を持つようになり、宗氏をないがしろにするようになった。柳川氏の行動を助長させることになつたもう一つの理由は、宗義成が家督を継いだ際には若年であり、外交の実務を遂行できなかったこともあつた。元和の朝鮮通信使来日の際には外交実務の一切を柳川氏一派が中心となつて行つてゐる。このようにして柳川氏は徳川政権とのつながりを笠に着て、対馬内で内政・外交の面で頭角を現すようになり、最終的には宗氏の支配を離れて徳川政権の直参になることを画策した。そして、義成を訴えるという行動に出たのである。

以上の流れから「柳川一件」の審議が始められた。

しかし、本格的な審議が始められたのは、寛永一一（一六三四）年の一〇月からである。審議の一切は將軍家光が老中に委任し、行われた場所も江戸城ではなく老中の屋敷であつた。出席した人間も土井利勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛・酒井忠勝といった老中のほか、大目付の柳生宗矩、町奉行の加賀爪忠澄・堀直之、そして林永喜といった徳川政権の中核にゐる面々であつた。

同廿日 依リ昨日ノ約ニ到レハ大炊頭ノ館ニ則松平伊豆守信綱阿部豊後守忠秋柳生但馬守 加賀爪民部 堀式部少輔 各在座問一件

之事一故於先年阿波守館ニ所告クル之數條ヲ以詳説焉則諸老理シテ余カ言ニ而許容ス焉其後諸老召シテ豊前調興ヲ被問ハ彼之志ヲ一

則申シテ曰某子對シテ於對馬守ニ無レ有ニ他ノ訴一其實或ハ可シ下以テ誓旨一證上レ之ヲ餘ハ皆ナ如シ對馬守之言ニ焉只有下父豊前守辭スルレ世

之後狂欲レ伏ニ死ニ抽子於無辜ノ地ニ之謀上曰幸仄ニ聞ニ其ノ密謀ヲ拂テ袖ヲ出テ其州ニ而直ニ到リ 駿府ニ憑倚シ於執事上州ニ自

竭シ身力ヲ勤メテ奉公ヲ轉展トシ以テ至ルナリ今日ニ也且娶ルニ其娣ヲ之

事ハ者一正蒙ニ 東照殿ノ上意ヲ一而事決ニ畢ルニ今安ニ此ノ二條ヲ一被

三共ニ申サニ於對馬守ノ指計ノ之由一者是レ全ク虚偽ナリト也云云因リテ此ニ

又従リ大炊頭ニ使者来リ迺到レハ則諸老對シレ余ニ問ニ豊前所レ申條ヲ一也

余答テ曰彼之言甚タ偽ナリ也其レ先年令シムハ三レ彼ヲ遣ニ候セテ 駿府ニ之
事ハ者專ラ是レ為メ下余カ重シニ 公儀ヲ一奉スルカ 中代職ニ上之故也 彼ノ者
幼種ノ時背キ主命ヲ含ミ異心ヲ一拂テ袖ヲ出ルモ州ヲ抽テ對馬守豈令シムヤ
レ逃レ去レ之ヲ其於ニ誅戮之計ニ又タ何ヲ為スルニカ事ト之レ有ラシ矣並ニ令シムル
三レ彼陪於ニ姻婚ノ之後ニ一事ト是モ亦拙父義智カ指図也迺令シメテ下ニレ 調信
景直計上レ之畢然ルニ今没シレ之ヲ言ス下承ルトニ於 東照明君ノ命ヲ一之趣ヲ上
者ハ酷クテ虚偽也其故何トレ也ハ者捨テ如キニ余等一輩ラ之ニ婚姻承ルニ
上計ヲ一之事ハ皆テ始ルニ於近年ニ往昔未ダ聞カレ有ルカ況ニ於テ余カ陪臣ニ
一乎其ノ承ルニ於 公命ノ一言ト吐テ猶ホ有ルカ恐歎充テ以觀察シテマ焉云云
諸執事許容ス焉此時大炊頭言テ曰對馬守之言寔ニ宜也且薩摩對馬ハ隣
州ニシテ而風俗亦相似ト今ノ薩摩守之帷幕ハ其家臣之女ナリト時ハ 則對馬州ノ
風俗亦概可シニ以テ類推ス云云

この日の審議は土井利勝の屋敷にて行われ、その場には松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、柳生但馬守・加賀爪民部・堀式部少輔などが同席してゐた。そして、宗義成と柳川調興を同時に取り調べるのではなく、交互に呼び出して尋問してゐた。このときの発言内容は不明だが、最初に義成が発言し、次に調興が呼ばれ、義成の発言内容をめぐる尋問が

されている。そして、調興が訴えた内容は以下の二点。

①父、智永の死後、調興を殺そうとする謀があつた。幸いひそかにその密談を聞いていたので、何とか對馬を出奔し、直ちに駿府に向かつて本多正純をたより、家康に奉公して今日に至つてゐる。

②調興が義成の妹を娶つたのは家康の上意によるもので、義成の指示であるというのは虚偽。

この発言を受けて、義成が反論した内容は以下の二点。

①調興を駿府に派遣したのは、ひたすら公儀を重んじており、遠い對馬の国にゐる私に代わつて家康公のそばに仕えさせるためである。そもそも謀反をたくらんで對馬を出奔したとしても、(義成の)父・義智

がそれを見逃すはずがない。調興を無実の罪で殺そうとしたという計略にしても、そうしなければならぬ理由がない。

②調興に義成の妹を娶らせたのは、父・義智の指図であり、その段取り

は調信(調興の祖父)と景直(智永のこと)にさせた。家康公の命令であるというのは甚だしく虚偽。

この時重臣は薩摩でも同じ事例が挙げられるといつて、大きく取り上げることはなかったが、この日の審議において注目すべき点は、調興の発言内容である。調興は、家康のもとに仕えることになったのはひとえに自らの力で本多正純に頼み込んだ結果であることとし、義成の妹を娶ったのも家康の命令によるものであるとし、宗氏の支配下から逃れて家康の直参であることを強調している。これは義成の発言内容に従えば嘘ということになる。もし家康が直々に命令を下したとすれば、重臣たちも虚偽の発言であることは見抜くはずである。そのような中でも調興があえて発言をしたのには、田代和生が指摘しているように、それなりの勝算があったと考えられる。その後の審議においても、調興側の人間は虚偽の発言を繰り返しているが、それを可能にしているものはやはり、重臣の中に調興を支持する人間がいたということになる。

二〇日の審議については、田代和生が、『書き替えられた国書—徳川・朝鮮外交の舞台裏—(中公新書、一九八三年)の中で触れているが、「(相互に)言うことがくい違っている」と述べるのみであり、中村榮孝・田中健夫・荒野泰典は一切触れていない。これは、従来の研究において、審議の主たる目的が外交問題の解決であると強調され続けてきたことが理由のひとつであると考えられる。確かに、柳川一件の審議を経て近世の日朝外交体制が整ったことには反論する余地がないが、そればかりにとらわれていた事が、審議内容の見落としにつながったことを改めて述べておきたい。

審議の争点の中心が外交問題になるのは同年一月に入ってからである。一日、三日、そして五日の審議内容を見ることにする。

十一月朔 為^メ御禮^ニ登^レ城矣直^ニ隨^ニ諸執權^ニ到^レハ酒井備後守忠
朝^ノ館^ニ則^テ諸老對^テ余^ニ曰^ク玄方長老先年假^{リテ}公儀之權威^ヲ遂^ルニ於^テ
朝鮮^ニ上京^ヲ之趣調興^カ所^ノ申^也云云故^ニ余^ニ以下朝鮮禮曹^カ之其^ノ日^ノ
返翰^并調興若年^ノ時所^ノ書^メ之不^レ可^レ違^ニ犯^ス於^テ主從^ノ道^ノ之契約^ノ
誓旨^ヲ共^ニ呈^シ諸執事^ニ以^テ露^シ於^テ上京^ノ之不^レ假^{リテ}公儀^ヲ及^ビ彼^ノ背^キ
主從^ノ道^ヲ懷^ニ上^レ之事^上正^ク證^ス於^テ彼^ノ偽迹^シ則^テ諸老各^一覽^{シテ}

日最^モ足^ルニ以^テ為^スニ證^ト迺^チ可^{ナリト}致^シ言^上也而直^ニ登^レ城^ス矣此^レ
日大炊頭伊豆守豊後ノ守但馬ノ守并町奉行民部少輔式部少輔同座刑部
卿法印永喜讀^ム焉^ヲ矣

同三日 於^テ大炊頭ノ館^ニ召^シ豊前調興^ヲ以^テ朝鮮之返翰^并彼^ノ誓
旨之筆迹^ヲ俱^ニ被^ニ出^シ示^サ焉則^テ調興^又陳^シ曰^ク此^レ翰^ハ迺^チ謀書也執筆者
影印者共^ニ今居^ル於^テ對馬守ノ部下^ニ也又^タ曰^ク迺^チ先年朝鮮信使來幣^ニ
其^ノ時 公儀之答書^モ亦^ニ於^テ對州^ニ謀書偽印^シ以^テ附^シ屬^シ於^テ彼^ノ信使^ニ
畢^ス也依^{リテ}是^レ雖^モ某子屢^ニ諫^ム其^ノ非^義聊^ニ無^シ以^テ許^ス容^スル^カ
焉今欲^ス下^ル某子背^キ誓契^ニ絶^シ中^上下^ノ之道^ヲ上^者ハ惟^テ為^ル是^レ故^{ナリ}也
云云

同五日 依^リ大炊頭ノ使者來^ルニ迺^チ到^レハ則^テ諸老對^テ余^ニ言^ニ曰^ク可^キ四
相^計尋^ヌ豊前調興^カ所^ノ訴^{フル}之意趣^ヲ於^テ對馬守^ニ之旨仰^キ承^ル上意^ヲ也
云云余答^ヘ申^シ曰^ク嗚^フ汚^シ哉彼^レ巧^シ言^ヲ偽^シ事^ヲ將^ニ變^セニ黑白^ヲ也
願^ヌ得^テ下^ル諸老正^シ源委^ヲ竭^シ秋毫^ニ探^中以^テ隱微^上耳諸老又^曰可^キ召^レ召^レ
二寄^ス於^テ玄方長老七右衛門^ノ之旨仰^ニ蒙^ル上意^也云云余答^申曰^ク承^ル
可^キ下^ル召^レ召^レ於^テ斯^ノ兩人^ノ者^ヲ之旨^上事仰^テ以^テ所^レ望^ム也若^ク得^ハ勅^効
嚴^{ナル}事 悉^必為^メ余^ニ大幸^ニ也云云

一日の審議において、調興は、以^テ酹庵の長老・玄方が公儀の權威を無断で使用して朝鮮の都・ソウルに上京したことを訴えた。それに対して義成は、朝鮮の礼曹からの返書と、調興が若年のときに提出した「主從の道を違犯しない」との契約の誓旨、の二点を重臣に呈示し、①上京については公儀の權威を無断使用していないこと、②調興の行いは主從の道に反していること、の二点を訴えた。

二日後に再度審議が行われたが、その席において調興は、①朝鮮からの返書は偽造されたもので、執筆者と印を彫つたものが義成の部下にしていること、②そして先年、通信使が来聘した際に、將軍からの返書が對馬で偽造されてしまったこと、の二点を訴えた。

この発言によって、従来の研究で論じられてきたように、審議の目的が、對馬のお家騒動だけにとどまらず、朝鮮との外交上の不正の実態を解明することも含まれるようになった。

不正の実態を解明するために、玄方長老や、松尾七右衛門(調興の家臣)

といった朝鮮との外交にかかわったものを江戸に呼び出して審議することになった。

五日の審議を見てもわかるように、義成は調興の発言を批判し、玄方長老や七右衛門を江戸に呼び出して審議することに関して積極的な姿勢を見せていることから、外交の主導権を柳川氏から取り戻そうとしていることが考えられる。

二、審議の争点

外交上の不正などを明らかにするために、土井利勝の家臣・横田角左衛門と松平信綱の家臣・篠田九郎左衛門が使者として対馬に派遣され、一件に関ったものを江戸に呼び寄せることになった。

当事者の尋問が行われたのは、翌年の二月二十六日・三月七日・八日であった。この時間題にされたのは、(一)国書の偽造・改竄・すり替え、(二)元和七(一六二二)年の御所丸送使(將軍使船)、(三)義成と威徳院(義成の母)が調興へ誓旨を与えた理由、(四)ソウル上京時のトラブルの四点である。

従来の研究史では、審議で扱われたのは(一)と(二)だけであったとされている。(三)については荒野・田代両氏も論じているし、(四)については田代が副使の杉村采女が残した『御上京毎日記』をもとに詳細な研究成果を残している。しかし、荒野も田代も、この二点が審議の争点になったことについては見落としている。そして荒野は、先の調興の発言にとらわれたのか、(二)と(四)を混同している。

国書偽造・改竄・すり替え、そして御所丸送使が問題とされたことは従来の研究でも論じられてきたが、義成と威徳院(義成の母)が調興へ誓旨を与えた理由、上京時のトラブルの二点が審議で問題とされたことについては論じられなかった。審議の全体像を正確に論じるためには外してはならない問題なので、以上四点をそれぞれ個別に論じることにする。

(一)国書偽造・改竄・すり替え
寛永一二(一六三五)年二月二十六日の審議は先述のとおり、一件に関

つたものを集めて行われた。

この審議は二六日に二回、翌月七日に一回行われている。

最初は、玄方長老と松尾七右衛門の対決から始まり、その後七右衛門と古川右馬助との対決が行われている。その内容を見ることにする。

同廿六日 七右衛門於テ諸執權前ニ對テ訣ス于方長老ニ矣其ノ後又七右衛門訴テ諸執事ニ曰於テ去スル慶長十九年可キレ令シムニ信使來聘ニ旨對馬ノ守蒙ルニ上意ヲ之時ニ亦成テ掠ルニ公議ヲ作テ謀書ヲ以テ遣ハ

シ朝鮮國ニ畢ンヌルナリハ也捨テ朝鮮之諸事豊前守不スレ能テ專ラ計ラマシテ焉ラ其故何也者以テ古川右馬助為テ書契印証之役人ニ也云云右馬助解

シテ曰其ノ朝鮮約定之印形者對馬守及ト豊前守ト各各ニ所持スルヲ也故對馬守之書ニハ用ヒ對馬守之印ヲ也豊前守之書ニハ用ヒ豊前守

之印ヲ也於テ其ノ印證ニ非スニ聊カ拙子カ所レ知也只摺レ證ニ于吹舉之印ラ之事ハ迺拙子カ所レ職スル也吹舉者譬ハ日本ノ所レ謂手形之類也其摺レ證於附ルニ往還之船ニ手形ノ印ラ上之事ハ及拙子證ニ摺レ焉一也其於テハ豊前守之印ニ者拙子全ク不スレ知レ之也且彼所レ謂去スル慶長

年中對馬守蒙テ於 東照殿之上意ヲニ指テ揮スル之也ト既ニ蒙テハ上意ヲ則更ニ又何憚リ以テ謀書ヲ欺笑シ其言ノ自矛盾スル故先キ是リ就テモ領地ノ事ニ亦於テ對馬守之領内ニ以テ豊前之私謀ヲ致シニ村別

等ニ而毎ニ事為スレ念ヲ也捨テ曰レ挾ムニ如キレ此等之情ヲ今就テモ方長老上京之事ニ亦以テ幾許ノ虚妄ヲ一將レ誣シト黑白ヲ也仰キ希ク諸老推シテ類ヲ以觀ニ察シテ焉

最初に七右衛門が、「慶長一九年に通信使を「來聘」させよとの上意を受けたときも、公儀を騙して、將軍の国書を偽造して朝鮮に送った」と訴え、交渉を預かる調興がそれを阻止出来なかったのは、古川右馬助が書契の最終チェックを行う役人であったから、と主張している。

それを受けて右馬助は、①朝鮮との約定の印は、義成と調興がそれぞれ所持・管理していたこと、②自らの役目は専ら、吹舉(朝鮮との往還の船に交付する手形)の印をチェックであったこと、③家康の命令を受けて通信使來聘の手続きを行っていたのに何故国書偽造という不正を行う必要があるのか、と反論し、さらに調興が過去に義成の領地において無断で村別を行うなど、義成を蔑ろにしていることを訴えている。

次に偽造された国書に使われた印の製造過程に関する審議を見ることにする。重臣たちは印の作成者である孫七を呼び出して尋問を行ったが、その内容は以下のとおり。

○諸執事問テ孫七ニ曰聞ク謀書ノ印彫ニ作スト於汝カ手ニ也随テ誰カカ令ニ作ルヲ孫七申シテ曰某シ彫レ印者ノ前後只ク一度共ニ随テ七右衛門之令ニ彫ニ作ス焉也其於スル江戸ニ時依テ七右衛門之令ニ於テ豊前守カ館内ニ彫ニ作ス焉ヲ為シテ印既ニ成ル之褒美ト得タリ賜ヲ於八木ニ俵一也其於テスル對州ニ時亦随テ七右衛門之令ニ作ルヲ印成ツテ持シテ之ヲ到テ彼ノ宿所ニ面直ニ與ヘシ之ヲ七右衛門ニ時又為シテ褒美ト得レ賜ヲ於木綿ニ端ヲ也雖ニ某シ如クレスノ彫作スト焉然レトモ未クスレ知ラニ其ノ為メ何ノ印ト云フ也捺シテ如キニ吾等輩ヲ依テ朝夕出入スルニ於テ彼家ニ以テ無レ異ナル事ニ其ノ奴僕ニ故ニ随テ七右衛門之令ニ徒タニ為ニ手巧一耳也

重臣は孫七に、印の作成は誰によるものかを問いただした。それに対して孫七は、①自分が印を作成したものであること、②二回七右衛門の命令を受けて作成したこと、③作成したものの、何の目的で使われるのかはいまだにわからないままであること、と返答している。孫七は、七右衛門の家に日常的に出入りしているもの、下男とさほど変わらない待遇を受けている人物であり、命令を受けて作ったとはいっても詳細な事情まではわからなかったようである。

最後に七日に行われた書契のすり替えに関する審議を見ることにする。七日に再び一件に関つたもの全員が松平信綱邸に集められ、その場において佐護分右衛門に対して尋問が行われた。その内容は以下のとおり。

同七日 諸執事又被ル會セテ伊豆守館ニ余モ亦同ク到ル焉玄方長老其ノ外觸レ抱ル一件ニ之者ノ咸被レ召シ寄セマ 諸執事問テ三分右衛門ニ曰書契採替ノ事無シ大犯超ル此者汝可シ明ニ以告レ之也分右衛門答申シテ曰書翰採替ノ之議某シ全ク不知レ之也其故何トレハ也者捺シテ以公議ノ事ハ咸七右衛門之計ニ拙子聊カ不レハナリ得レ扶攝スル事一也蓋シ先年七右衛門告テ古藤三郎左衛門ニ曰今度ノ信使奉ルニ公儀ニ之書契欲ニ下竊カ採リニ代テ之ヲ以テ奉ル也古藤諫曰子詎シ謀シヤニ此ノ

大逆ヲ必ス勿トト為スルヲ焉七右衛門又曰往年古豊前守在世ノ之日朝鮮國ノ信使來幣其ノ所ヲ奉レ公儀ニ之書契曾テ欲レ變セト無シテ謀事而徒ニ歷フルニ數日ヲ之處ニ幸ニ其登禮ノ日於テ殿中ニ諸官群侍ノ隙ニ於テ古豊前守衣冠袖裏ニ密ニ竊ニ變代シテ奉リシナリ焉也今亦欲スレ因ラニ其例ニ子胡ク深ク戒懼スルヤト焉此ノ時拙子適隔テ障子ヲ聞クレ焉爾ノ此ノ外無シテ聊カ知ル事ニ彼謀ヲ也

重臣は、書契をすり替えた経緯を詳細に述べるように命じている。それに対して分右衛門が返答した内容は、

①公儀に関することは七右衛門が取り仕切っていて、関る余地がなかったこと。

②唯一知っているのはすり替えを廻って七右衛門と古藤三郎左衛門とやり取りがあつたことのみ。その内容は、七右衛門が三郎左衛門に話を持ちかけ、それを三郎左衛門が止めたものの、七右衛門は「前の通信使が「来聘」したときも、江戸城で將軍と会見する前に、前の豊前守がひそかにすり替えているから、今回もそうする」と押し切っていること。

③しかし、障子越しに聞いた話であり、それ以上のことはわからないこと。

このことであつた。

一連の審議で明らかになつたことは、

①国書の偽造・改竄・すり替えは七右衛門をはじめとした柳川氏側の人間の主導で行われていたこと。

②柳川氏の勢力は宗氏をも凌ぐほどになっており、その他の勢力が介入できないほどになつていたこと。

③そのため、対馬の他勢力では、不正の実態を知りうるものがいなかつたこと。

の三点である。

(二)元和七年の御所丸送使

この審議は二月二十六日に行われている。この時行われたのは、元和七年の御所丸送使に関するもので、その審議の内容は以下のとおり。

諸執權問テ三方長老ニ曰豊前七右衛門申シテ曰御所丸ノ事對馬守ト與ニ

方長老ニ相談シテ以所ノヲトニ差渉スル一也云云將ニルヤ下以何ノ旨ヲ一解セント
 之ノ乎方長老ノ答ニ曰御所丸之事依テ對馬守豊前守共ニ雇備セラルルニ於
 野僧ヲ一以爲ニ渡海ヲ者也其ノ如シハ諸事之指計ノ乃チ柳川勘解由佐護
 分右衛門尉尉可シ知ヲ野僧聊カナルトレ知ニ其ノ議一也諸執事問テ勘
 解由ニ曰聞ク汝ニ咸ニ於御所丸之指引一也受テ誰子之令一而計ヤレ之
 耶勘解由曰隨テテリニ豊前守之令ニ也諸執事又問テ曰豊前守之所ノ詞令
 スル一如何答テ曰元和六年庚申ノ夏豊前守言テ曰元和三年丁巳雖モニ朝鮮
 之信使來聘ノ到レ今ニ無シ其ノ謝禮一是以可キナリ差ニ涉於御所丸也
 先年古豊前守爲ニ御所丸一爲ニ渡海ヲ一之時亦依テテリニ曾テ蒙ルニ於
 東照殿之上意ヲ一也適テ其ノ上意ニ曰宜クキナリト三如ク先規ノ令ニ渡海セ
 一也云云因テ是ニ古豊前守曾テ遂ケニ渡海ヲ畢シテ也此ノ度御所丸亦欲スレ
 遂ニトニ言上ヲ一也蒙ルニ上意ヲ一之後可シ下必從リ江戶一令テ告テ焉可キナリト
 預メ先ツ爲ニ用意ヲ一也云云同ク七年辛酉ノ春豊前守之婦始テ參一上于江
 戸一也以ニ爲レ娣故ヲ對馬守參勤之次幸相ニ具シテ焉ヲ一而同時ニ出船
 同日ニ到リ着大坂一也蓋娣子ハ因テ麻疹恙一逗留大阪一矣只雖ニ對馬
 守ノ遂ケト參勤ヲ一是モ亦於ニ江戶一得テ瘡ノ患ヲ一故被テハ達セシ一ヲ
 上聞一則以下可キニ養生ス一之旨ヲ賜テ御暇ヲ而上洛セシナリ也幸一路次
 於ニ日坂ニ對面於娣子一矣對馬守逗留ノ京師ニ之間從ニ江戶一豊
 前守以ニ其僕ノ古藤三郎左衛門尉一爲シテ使ト告テ於本州留守居許ニ一
 曰御所丸之事今度遂ル時ハニ言上ヲ一也則宜ク下如ク先例ノ令ム下渡海上之旨
 蒙ルナリ一上意ヲ一也乃チ以ニ此旨ヲ一致シ啓達於京都對馬守ニ畢シト也而
 指計於兪官諸事之議ヲ一也依レ此對馬守モ亦曰豊前守既ニ告ケル時ハ下於
 蒙ルニ上意ヲ一之由上則宜キナリト隨テ彼ノ指圖一也其後元和七年八月古
 藤歸テ州ニ如ク豊前守之指圖一追ルマテ兪官諸事ニ悉ク繕調セシナリ焉一也
 同年暮七右衛門下テ州指計於御所丸之諸事一令レ成ニ出船ヲ一畢
 シ也如ク此於テハ御所丸之諸事ニ悉ク豊前守七右衛門之指計也對馬
 守ハ斯歲ノ十月所勞平愈シテ從リ京直ニ歸州セシナリ也諸執事又問テ曰御所
 丸調物之代價ハ誰人カ出スヤレ之耶勘解由曰州中素有リ贖銀ニ拾貫
 目餘一也適ニ隨テ豊前守之令ノ一授ニ與ニスル時ハ於分右衛門一則彼レ乃チ持
 往テ京師一買ニ調テ於御所丸之諸具一而還リシナリ也其ノ後又依テ二分右衛
 門七右衛門等之指圖一拙者モ亦相計ラヒナリ焉一也如クレ此朝鮮之諸事ハ咸

ナ随ワニ豊前カ指圖ニ耳

調興と七右衛門は重臣に「御所丸のことは義成と玄方長老とが相談して派遣したものである」と主張していた。その発言を受けて重臣たちは玄方長老に詳細な解説を求めている。

玄方長老は

①御所丸は義成と調興が相談して派遣したものであること。

②段取りや経緯は柳川勘解由と佐護分右衛門が知っていること。

③玄方長老は「雇われて」派遣されただけであり、(義成と調興が)どのような段取りで派遣したのかは不明であること。

の三点を述べた。玄方長老の発言を受けて、重臣たちは勘解由に詳細を述べるように求めた。それによると、御所丸の一連の指示は主に調興が行っており、その背景には徳川政権と柳川氏の深い結びつきが見て取れる。

調興は元和六年の夏に「元和三年に朝鮮から通信使が来聘したのに、いまだに謝礼を行っていない。そこで御所丸を差し遣わしたほうがよい」と考える。先年、前の豊前守が御所丸として渡航した際も、家康公の上意を受けている。その上意とは「先規のように渡航するとよい」というものであった。この上意によつて前の豊前守は渡航を遂げている。今回派遣する御所丸に関しても將軍に言上したいと思う。上意を受けた後に江戶から指示をするので、予め準備をするように」という指示をしている。

調興の発言によれば、その後將軍の上意を受け、御所丸の準備をするように改めて指示をした。義成は病の養生のために京都にいたが、「將軍の上意を受けたのであれば、調興の指示に従うように」と言っている。

調興が將軍の「上意」を受けたことと義成の許可を得たことを受けて、元和七年八月より、對馬に戻った古藤三郎左衛門を中心に、派遣する役人の手配やその他諸々の準備を行った。そしてその年の暮れに七右衛門が對馬に戻つて最終的な指示を出し、朝鮮に派遣したのである。

御所丸派遣の経緯に関する尋問は以上のとおりである。勘解由の発言を受けて重臣たちは、御所丸の道具の代金の出所を問いただした。勘解由の返答によれば、對馬にはもともと銀が二〇貫目あり、調興は分右衛

門に渡して京都に遣わし、道具を買わせている。そして、勘解由は改めて御所丸の一件は調興を中心に行われたことであると主張した。

この審議において明らかになったことは、御所丸が調興の指示であることは改めて言うまでもないが、調興の一連の行動を可能にしていたのは徳川政権とのつながりが密であったことである。

將軍の命令を実際に受けたか否かについてはここでは不明だが、それを差し引いたとしても、調興が徳川政権と対馬のパイプラインの役割を果たして、それが対馬の中でも認識されていたからこそ一連の行動を取ることができたのである。

前の項でも述べたように、徳川政権とのつながりが密であったために、柳川氏の勢力が対馬の中でも群を抜き、主君である宗氏を凌駕するほどにまで成長した。従来の研究でも論じられているように、そのことが、外交上の不正の主導を可能にしていたと考えられる。

(三) 調興への誓旨

この審議は二月二十六日に行われている。その審議の内容は以下のとおり。

諸執事又問テ曰誓旨之事以テ何ノ故ヲ一致スレ之ヲ耶勸解由答テ曰豊前調興喪スル父ア之以後以テ對馬守之繕備ヲ遣ス彼於駿府ニ之時對馬守一門者江内右衛門ノ佐豊前之一門者柳川河内ノ守相ニ附シテ此ノ兩人ヲ指シ遣シ焉ヲ畢ラセ也而シテ後豊前在ル駿河ニ之中テ聞テ對馬守ノ前ルヲ一諧者一依テ三豊前為スニ狐疑ヲ欲ルカレ安セシト其情一故ニ彼之歸州ノ日對馬守使トシテ於宗譜岐守平田左京佑一而令シテ曰

公議并ニ對州之諸事兼テハ朝鮮之事悉ク如クニ父祖ノ一任ストレ之也云云是ノ時豊前守雖モ下以テ若輩言一辭ストレ之然レ依テ再三推任スニ終ニ感激シテ應ニ附ス焉(二)而シテ適テ豊前守舉テ下向往於テ主從ノ道ニ全ル可レ致スニ違背ニ之趣ヲ上作テ起誓一以與ニ三兩使ニ也其後又豊前守請テ曰某カシ子無ニ異心者ノ既ニ如シレ此也願對馬守威徳院殿各賜テ一誓ヲ以安シテ事ヲ一臣丹志ヲ一也故ニ憫ニ其情ヲ一應シテ遂ニ書シテ賜レヲ焉也誓旨之由来如シレ此ノ更ニ聊カ無ニ別議一者也七右衛門曰曰以テ三巳ノ歳之信使暨ヲ延引ニ掠メニ

公議ヲ一作ニ謀書ニ以テ遣スレ之故ニ朝鮮速ニ來聘焉後チ恐テ其露頭セン事ヲ一

推シテ令シム作サニ誓旨ヲ一也云云勸解由曰子ノ奚ソテ詐リテ誣レ人ヲ耶ト其ノ書契之偽作ハ必ス當ニシレ在ルニ豊前ト及汝謀事ニ予レ未タルレ知ニ其事ヲ一也ト

重臣たちは勘解由に対して、義成と威徳院が調興に誓旨を与えた理由について問いただした。勘解由の返答内容は以下のとおり。

調興は父・智永の死後駿府に派遣されたが、その間対馬において義成に対して調興を誘うものがいており、そのことから調興は義成に対して不信任を抱くようになった。その不信任を和らげるために、調興が対馬に戻ると同時に「公儀と対馬の諸事、そして朝鮮との交渉全てを父・智永や祖父・調信と同じように任せる」旨を伝えた。それに対して調興は若輩であるということと理由を辞退しているが、再三の推任に感激して受けている。その時、「主従の道を違えない」旨の誓旨を提出すると同時に、義成と威徳院の両者の誓旨を要求している。その要求を受けて義成と威徳院の両者は調興に誓旨を差し出している。

誓旨を差し出した経緯に関する尋問は以上である。調興が提出した誓旨の経緯については荒野と田代がそれぞれ論じている。そこには、詳しい経緯は不明であるものの、宗氏と柳川氏の両者の間には確執があり、柳川氏が宗氏の帰国命令に応じない状態が続いていた、と論じられている。調興の横暴を静める為に誓旨を提出させたのであるが、ここでは調興のみが誓旨を提出させたことのみ論じられており、主君側が誓旨を差し出したことに関しては論じられていない。

何故主君側が家臣に誓旨を差し出したのか、その詳しい経緯は現段階では不明ではあるが、宗氏と柳川氏の君臣関係のあり方を検討する上で見逃せない、と考える。今後の検討課題としたい。

(四) ソウル上京時のトラブル

ここでは、寛永六(一六二九)年、「日本国王使」が朝鮮の都・ソウルに派遣された際、正使の玄方長老と副使の杉村采女が同じ日に礼曹を肅拝しなかつた理由が問題にされている。この時の審議の内容は以下のとおり。

諸執事問テ杉村采女ニ曰玄方長老朝鮮上京之時汝チ以テ何ノ故ヲ一不ルヤ下與ニ方長老一同日ニ肅拜セ上耶采女答テ曰對馬守令シテ一拙子ニ曰俾シテムル

ナリ、三方長老ヲ渡シ海于朝鮮ニ也路次之馳走等宜キニ指計ス也若シ上京ノ議成テ無クレ得到ラハ、彼ノ都ニ其ノ京畿四方及ヒ所ノ経路諸州盛衰ノ興廢風俗之美惡須ク下觀ニ聞テ於古今ノ優劣ヲ而還ル上今ニ以テ是等ノ故ヲ差シ添汝者也然レ既ニ到時ハ、彼ノ地ニ則朴判事崔判事來テ曰肅拜可キレ在近日ニ也方長老采女ノ佑可キ相共ニ拜スニ於禮曹也ト云云方長老之答曰予レ既ニ於テ日本ニ蒙レリ長老之號ヲ茲ニ笑ソ拜セシヤ禮曹ヲ全ク不スト可ニ拜ス焉云云拙子モ亦答テ曰吾カカノ行ハ被レ驥ニ尾セ於長老ニ耳拜ニ於禮曹ノ事非ニ予ノ所ニ知レ全ク不レ可レ為ス拜也云云翌日ニ又判事來曰可ヘシ長老禮曹者對禮一ノ只吾子ハ可シト拜ス禮曹也拙子又答フニ不レ可レ拜ス之議ヲ矣依テ是ニ只方長老ノ肅拜焉也其ノ後判事又來テ曰今度以テ子ノ姓名一既ニ載リテ書契ニ若シ不シハ為レ肅拜一似シカト不吉事ニ歎於テ是ニ後テ九日ニシテ拜焉也七右衛門誑テ曰其上京之時書契ノ簡ニ箇矣其ノ一箇ハ以レ何納レ焉耶采女曰上京之時書契只一箇矣汝奚ソ以テ虚妄ヲ誣レ之耶七右衛門曰若シ有ラハ證人ニ奈ニ之何一采女曰今為ニ出タセニ于此ニ也七右衛門曰有下號ス安兵衛ト者ノ雖モレ為リト其證人一只今遠ク在ル對州也采女曰公議之檢使兩人在リシニ對州ニ之日行令シテ曰若シ有ラハ抱ニ一者ト不スレ嫌テハ僧俗男女ヲ咸ク可シト以テ俱去ル也其ノ時笑ソ不レヤ供レ焉耶七右衛門又呼テ於六兵衛ト云者來テ曰是モ亦其ノ證人也六兵衛出申シテ曰書契只一箇也ト于此ニ采女對シテ七右衛門ニ曰汝奚ソ於テ諸執事ノ前ニ枉テ欲シテ絡ラトト黒白ヲ自以テ汝カ言一自ラ隨ルニ汝ノ罪ニ耶又先日汝所謂謀書之執筆作レ印者可只今出ニ此席ニ也於テ是ニ七右衛門詞塞ル矣

女方長老と杉村采女が朝鮮に上京した経緯については、田代和生が詳細な研究をしているので、審議の内容に入る前にその研究成果を見ることにする。

当時朝鮮は、後金からの侵攻を二度にわたって受けており、対馬では鉄砲、刀、鎧、大砲などの武器の支援を行うほか、援軍の派遣を朝鮮側に申し出ていた。そして、宗氏は徳川政権に対し朝鮮の状況を詳しく調べて報告することを申し出た。当時、徳川政権もこの問題に関心を抱いていたのでこの申し出を受け入れ、さらに朝鮮の都の状況を探るように命令している。

徳川政権の命令を受けて、対馬では「日本国王使」を派遣されることになったのだが、この時の正使が玄方長老、副使が杉村采女である。史料の記述にもあるとおり、采女はこの時、義成から、玄方長老の道中の世話のほか、上京が叶った際には都の周辺やその道中の盛衰・興廢・風俗の美惡など古今の優劣を見聞きしてくるように命じられている。

さて、話を審議のほうに戻すことにする。采女が重臣から聞かれた内容は、先述のとおり、ソウルにおいて玄方長老と同じ日に礼曹を肅拜しなかつた理由についてである。

ソウルに到着した際、一行の下に礼曹の朴判事と崔判事がやつてきて、玄方長老と采女に肅拜を求めている。玄方長老は日本で長老の号を受けていることから要求を拒み、采女も玄方長老の付き添いであることと理由に要求を拒んでいる。その翌日、玄方長老は対礼とし、一方采女は肅拜することになった。玄方長老はその求めに応じて礼曹との対礼を行ったが、采女は行わなかつた。しかし、その九日後、書契の中に采女の名前があることを理由に再度肅拜を求めてきて、ついに要求を受け入れて礼曹を肅拜したのである。

一連の流れを采女が返答した後、七右衛門が書契の箱が二つあったと虚偽の発言をしている。采女に証人を出すように求められたが、その証人が対馬にいと返答したがうそと見破られ、代わりに六兵衛を呼び出したものの「箱は一つのみ」と答えられるなどしている。七右衛門はこれまでにも虚偽の発言をしてきたものの、発言することにその矛盾点を突かれて終わっている。七右衛門としては何とんでも宗氏側の不正をでっち上げようとしたのだと考えられるが、重臣を前にして見え透いた嘘の発言をすることができた理由があるのだと考えられる。

いづれにせよ、この審議で明らかになったことは、朝鮮側は日本の使者を一段下に見ていたということである。田代の研究成果によると、礼曹との礼のまえに行われた国王肅拜の際、国王は戸戸も開けず、その上玄方長老は土の上で肅拜させられている。そして、礼曹から肅拜を求められている。先述のとおり、玄方長老ら一行は徳川政権から命令されて派遣された使者、すなわち朝鮮側からすれば「日本国王」の使者である。その使者に対して肅拜を求めたのは、当初朝鮮側は玄方長老らの一行を

日本國王使としては認めず、對馬の使者として扱おうとしていた事にある。田代によれば、一行が將軍からの国書を携えていなかったのが理由である。

徳川政権はここで初めて一行の待遇をめぐってトラブルがあつた事を知つたと考えられるが、審議以前から朝鮮側の出方に関心があつたからこそ、このような審議をしたといつてもよからう。

三、御前審議と判決

寛永一二年三月一日、將軍・家光の御前にて審議が行われることになつた。江戸城の大広間において、將軍を始め、御三家、幕府の重臣、江戸にいる大名、千石以上の旗本が臨席した中で、義成と調興の対決が行われることになつた。

最初に調興が発言をし、その後義成が將軍の問いに答えることになつた。その内容は、以下のとおり。

一 十九年已前元徳信使來幣之時汝猶可シ三齟齬抑聳テハ三十二年前之由以三何ノ故然ル乎之旨也余奉テ解曰 御詔御尤ニ候也蓋シ其朝鮮國之書翰ハ酒登拜之時信使自奉ルニ也 御返翰亦諸執事自捧レ之到信使之宿二面直授與賜焉一也既如ナル時ハレ此則拙子不ルナリ能レ容レ擬議也

一 所ノ變易スル之書同ク印證共今度豊前ノ守捧ケテ奉リシナリ焉一也依テ何ノ様子ニ然ル乎之旨也余奉テ解曰 御不審御尤ニ候也如ク御詔ノ所ニ變易ス之書同ク印今度彼ノ者奉リシナリ捧レ之也蓋シ其筆者ハ酒登拜者常住齊僧ノ流芳院印工亦隨ニ七右衛門之令ニ彫作スル之由シ奉ルナリニ以テ白狀レ焉也捺シテ依テ變易為スルニ彼ノ所謀ニ證處モ亦存リニ彼手ニ也其如ナル時ハレ此則非ル事カ所ロニ知者ノ明ケシ也且豊前並ニ七右衛門共ニ企テ虛事ヲ一訴レ非義者也則其所レ奉ルニ於證據ニ之印書モ亦共ニ疑因テ此訴訟ニ新妖作スルカ之一欺是又不レ可レ知知之事ナリ也

一 信使進上之幣物増益之事汝雖トモ申ス知テ之由ヲ其到

奉ルノ獻レ之時ニ亦終ニ不レ知レ之耶余奉テ解曰 御詔御尤ニ候也朝鮮ノ幣物増益之事拙子全ク不ルナリ知ラレ之也只ク聞レミナリ信使登禮ノ之日於テ殿中ニ七右衛門以テ目録ヲ一配列スルカ之由シ也雖トモ乙其後莅テ奉ルレ備ヘニ上覽ニ之時ニ畧窺ヒニ關レト之ヲ一然トモ未タスレ知ラレ下其變改シ於何ノ物々又タ増補スル事於若干上也其故依テテリ三其前日聊カ不レ知ラニ彼物色ト數量ト一也蓋シ獻上ノ物品ハ酒登拜信使登拜ノ刻一時ニ奉ル時ハ備ヘニ之ヲ一上覽ニ則幣物若シ有ラハニ所變ニ信使可キカレ為スニ疑議一欺信使既不ル事疑議セ則他誰カ又致テハ慮リテ耶

一 御所丸渡海之事其ノ使、酒汝部士ニシテ而汝未ダ知ラ其事之可言依テ何ノ故然ル乎之旨也余奉テ解曰其ノ比拙子依テ三聊カ有ルニ瘡瘍患ニ為ニ養生ノ賜ニ御暇ヲ而在リシニ京師ニ也于ニ時調興從リニ江戸以ニ其ノ僕、古藤三郎左衛門ヲ告テ來日慶長十二年ノ之信使謝禮ノ議ハ雖トモ元豊前ノ守既ニ遂テニ言上ヲ為シ渡海ヲ一畢ニ上其至テハ元和三年ノ信使ノ之謝禮ニ酷暨ヲナリニ延引ニ也是以今度遂ケル時ハ三言上ニ則テ蒙ルニ上意ヲ曰宜クキナリト如ニ先例ノ令シム中渡海セ也故今當ニシ

レ令ム之ヲ渡海也云云而酒登古藤直チニ到レ州ニ其指計セシナリ於僉官及ヒ諸事ヲ一也蓋依テ彼既告ルニ中蒙ルニ上意ヲ一之趣ヲ拙子亦曾不レナリ到レ為ニ疑議ヲ一也此餘捺シテ公議ノ事彼告ル時ハ遂ニ言上ヲ一之由上則拙子不レ及レ為ニ疑議ヲ一也余猶不レ疑矣況於於テ余カ諸士ナル者ニ只ク專隨フニ豊前カ所ロニ指ス也

一 御所丸書翰之議汝以テ何ノ故不レ知レ之乎之旨ナリ也余奉テ解曰其ノ書ニ何レノ旨ヲ其ノ用ルヤニ何レノ封ヲ一耶全ク不レ知ラレ之也蓋シ疑カ其ノ書素トキカ無歟其ノ故何シトレハ也者彼ノ父豊前景直渡海之時雖トモ奉ルレ乞ヒ書翰事於東照聖君ニ終ニ不レ下レ賜レ焉而只蒙ルノ下可キノ豊前守空手ニシテ渡海ス之旨上意ヲ上之由シ舊冬既ニ調興言上スル時ハ之也則其ノ書可キノ素トキカ無カル者必キヤ矣可キナレ慚哉余カ對州去ル事ニ中國ノ悠遠風俗亦古リタリテ居ニ家臣ノ職ニ者無シテ不レ上ニ下ニ每ニ事如クニ其意ノ一指計セ而彼元來嫉忌於余カ餘ノ諸士扶ニ攝スル事於其ノ事ヲ故ニ彼令メテ其僕四五人代ニルカカレ勤ニ於其ノ自職ニ而或ハ雖トモ下其ノ自候スルニ于江戸ニ之間ト上余カ部士不レ三敢以能ノ計ル事ニ其ノ事

一 也且彼レ以テ睦ニ其躬ニ故ニ引薦於島川内匠ト云モワ者一以令シムレ指

計セ於朝鮮ノ之諸事ヲ也惟リ非ス此而已ニ又自リシテ相續於蘇長老ニ而以來通_ハ用スル_レ朝鮮_ノ之書翰_ハ威_ナ此_ノ内匠_カ所_ノ筆_スル_レ也又余平日思惟ス雖_トモ_レ彼_ノ元_ト為_レタ_リニ余_ノ家_ノ子_ト又忝_ク有_ル三時_ヲ賜_フ事_ニ於_テ先_君ノ御意_ヲ者_{ナル}時_ハ則_チ或_レ雖_レ有_レ蔑_ルニ於_テ余_ノ必_ス於_テ公_議ノ事_ニ不_レ可_レ有_ル相_背ノ事_也然_レ今_ノ舉_ニ積_年之_邪一_妖一朝_ニ自_顯ニ其_罪ヲ於_テ是_ニ始_テ驚_駭

一、書翰變易之議父_ニ對_テ馬_ノ守_有ル_所知_ル之_由豊_前訴_フレ_テ也汝_チ其_レ以_カ何_ヲ解_ヤレ_テ耶_之旨_ヲ子_リ也余_奉テ解_曰上_意敬_テ承_リ候_也蓋_シ一_亂己_來朝鮮_不ス_レ通_レ依_テ之_考對_テ馬_ノ守_蒙テ_ニ上_意ヲ_而計_ル和_睦ノ事_一也_迺令_ス爾_從柳_川下_野ノ守_調信_同其_ノ子_景直_ニ則_事成_而還_ル故_ニ達_シテ_其趣_於上_聞ニ_而以_テ來_以テ_{朝鮮}ノ之_諸事_一任_ス彼_之指_計ニ_到テ_モ今_豊前_ニ亦_令シ_ム繼_カ其_ノ祖_業ヲ_也其_雖ト_モ為_タリ_ニ余_カ陪_臣一_殊厚_キ子_ト上_聞者_ハ為_メレ_之故_ナリ_也且_彼ノ者_ハ從_リ父_祖一_至ル_迄今_以テ_受列_於朝鮮_之官_職ニ_故竊_カニ_私シ_シテ_二兩_國ニ_肆マ_シテ_作ス_ル非_義也_如此_ノ之_逆謀_余父_全不_レ可_レ作_ス也_今其_ノ因_テ既_ニ逝_キ去_ルニ_以テ_為ス_ル二_恣マ_ニ訴_ル事_一レ_之耳_抑又_如此_ニ彼_ノ父_豊前_守之_惡謀_一七_右衛_門露_顯ス_ル時_ハ之_則誰_カ以_テ為_セヤ_無ト_之耶

一、從者ノ之非義如_クレ_ス繼_積シ_テ而_汝無_キ一_トシ_テ而_知ル_者ハ_何ソ_ヤ乎_之旨_ナリ_也余_奉テ解_曰上_意御_尤ニ_候也_雖彼_ノ者_ヲ為_ト余_カ郎_從一_或ハ_時依_テ遂_ケル_ニ登_拜ヲ_特異_ニ他_州ノ_臣是_以雖_ニ相_從ツ_テ到_ル諸_執事_ニ然_レ其_座位_亦不_シテ_必嚴_別ナ_ラ殆_ト似_リ下_無上下_之別_者ノ_上是_皆ナ_リ諸_執事_十目_ノ所_ノ視_也又_以テ_陪ル_者ニ_余カ_縁者_ノ席_ニ一_寄テ_二陋_州ノ_事一_任ス_ルカ_ニ彼_指計_ニ故_或恐_ルカ_ルカ_ニ其_權ニ_聊無_シテ_告ル_ニ其_非義_者一_者先_ツ是_{ヨリ}二三_士適_有リ_評ス_ル彼_ノ非_者彼_レ乃_チ託_シテ_上意_ニ以_テ威_ナ誅_スニ_殺焉_一也_爾シ_カシ_ヨリ_來縦_ヒ有_ルモ_レ其_惡為_ラ亦_無シ_テ敢_テ以_テ告_ル者_ノ依_テ是_ニ抽_子全_不レ_知之_也若_シ其_有ハ_余カ_過咎_何ヲ_以テ_欲シ_ヤ類_年已_降汲_汲ト_テ訴_テ執_事ニ_仰テ_達シ_テ出_之上_聞ニ_耶伏_シテ_希垂_レ照_察ヲ_焉

義成の御前審議の内容は以上である。
ここで問題にされたことは主に国書の偽造・改竄・すり替えの実態である。この場において、改めて、一連の不正が柳川氏の主導で行われて

いたこと、宗氏がその実態を把握することができなかつたこと、が明らかにされた。
この日の審議は以上で終わり、翌日に判決が出されている。その内容は以下のとおり。

覚

- 一、嶋川内匠死罪可被申付事_付男子不_レ殘_為同_罪家_財者_致闕_所其_所へ可_レ被_置之_事
- 一、松尾七右衛門男子不_レ殘_死罪_可被_申付_{之家}財_者致_闕所_其所_ニ置_可被_申事
- 一、宗讚岐義を差_添江_戸へ可_レ被_召寄_事付_{男子}不_レ殘_對馬_守江_被成_御預_候家_財者_闕所_其所_ニ可_レ置_申事
- 一、柳川豊前守對馬_ニ有_之家_財者_致闕_所其_所ニ_可被_置之_事
- 一、方長老自分_之財_寶致_闕所_其所_ニ可_レ被_置之_事
- 一、流芳院自分_之財_寶致_闕所_其所_ニ可_レ被_置之_事

以上

寛永十二亥

三月十四日

伊豆 在印
讚岐 在印
大炊 在印

宗對馬守殿

徳川政権の直参になるべく、宗氏の不正を訴えた柳川氏であつたが、完全な敗訴で終わつている。

偽造文書を作成した嶋川内匠、不正の主導者である松尾七右衛門は一族の男子と共に死罪となり、家財は没収された上、宗義成預かりとなつた。そして柳川調興と、柳川氏の菩提寺の住職である流芳院は財産を没収された上、宗義成預かりとなつた。

罰せられたのは柳川氏側の人間だけでなく宗氏側の人間にまで及んでいる。宗讚岐は元和七年の御所丸の副使であつたことから家財没収の上、一族の男子義成預かりとなつている。また、玄方長老も国書偽造の責任により家財没収の上流罪となつている。

柳川氏の敗訴という形で決着は付いたものの、不正の責任は宗氏側も

問われるという形になった。この判決に関して田代は、喧嘩両成敗の論理が働いたと論じているが、喧嘩両成敗とは本来理由の如何を問わず両者とも罰することであり、お家騒動であれば両者とも取り潰されるのが本来のあり方である。しかし、宗氏が存続していることから、荒野が指摘しているとおり、徳川政権が目論む日朝関係を維持するという意図が働いたと考えるのが妥当ではないか。したがって喧嘩両成敗と論じるのは誤りであり、徳川政権の政治的意図が働いた判決と論じるべきであると考えられる。

朝鮮との交渉は引き続き宗氏に任されることになった。

柳川一件の審議が終了した後も未解決な課題が二点ほどあった。一つ目が、外交文書作成をだれが担うか、二つ目は、将軍の呼称をどうするか、である。

柳川一件以前は以酩庵の玄方長老が外交文書作成を担っていたが、今回の判決により流罪となつてしまい、扱えるものがいなくなつてしまつた。そこで義成は徳川政権に玄方長老の代わりを担う人材の派遣を要求した。最初のうちはなかなか要求が受け入れられなかったが、最終的には京都福寺の宝勝院隣西堂が派遣されることになった。それ以後、京都五山の高僧が交代で外交文書作成を担うようになった。このようにして外交文書作成に第三者のチェックが入るようになった。これが以酩庵輪番制である。

二つ目は将軍の外交上の呼称をどうするか、という問題であつた。国書偽造問題とは、徳川政権が朝鮮側に遣わしていた書契における将軍の呼称が「日本国源某」が「日本国王」と書き替えられ、年号も日本のものではなく明のものに書き替えられていたことであつた。足利政権以来の外交の慣例上、日本から朝鮮に宛てて書く書契には「日本国王」を用いないことになつていた。ところが、慶長の朝鮮通信使を来聘させるにあつて、徳川家康の国書を偽造することになり、その際に「日本国王」号と明の年号が用いられた。それ以来、朝鮮側からは将軍の呼称を「日本国王」とするよう求められた。しかし、この要求は受け入れられず、国書の偽造が繰り返されることとなつた。しかし、その偽造が発覚し、徳川将軍の国際的称号を見直さざるを得なくなつてしまつた。そこで採

用されたのが「大君」である。大君号が採用されるまでの流れは荒野が「寛永十三丙子年朝鮮信使記録」を元に以下のように論じている。

徳川政権は、足利将軍以来続いている「朝鮮蔑視」の観念を継承した上で朝鮮外交に当たつてきた。そのような理由から、朝鮮宛の国書において将軍の呼称を「日本国王」とはせず、「日本国源某」としていた。その一方で朝鮮側の国書において「日本国王」の称号が使われることは黙認していた。当時の東アジアでは、国交を結ぶためには明から冊封を受ける必要がある、明の属国同士が対等な関係を結ぶのが慣例となつてきた。しかし、日本は朝鮮と対等な関係を築こうとはせず、あくまでも朝鮮より上意の国であることを望んでいた。「朝鮮蔑視」の概念を継承しつつ、明を中心とした東アジアの国際秩序を受け入れるという曖昧な態度を取つてきた。そうした外交スタンスが家光政権の時期まで続いていた。そうした問題を解決するために「大君」号が打ち出された。これは林道春と永喜が、「国王」「將軍」という称号を使わずに徳川将軍の国内における位置づけを表現するものとして案出したものであり、これが将軍の呼称として正式に採用された。

以酩庵輪番制が成立し、将軍の外交上の呼称に「大君」を採用するという外交方針が採られることになつた。そのことを朝鮮側に通達したところ、すんなり承認された。そして、寛永一三(一六三六)年の朝鮮通信使来日によつて、近世の日朝外交体制が正式に成立したのである。

おわりに

本稿では柳川一件の審議の実態の再検討を試みた。その結果、従来の研究において見落とされた審議があることがわかつた。

そもそも、審議の過程を再検証する意義は、当時の徳川政権がどのような問題関心を持つて朝鮮外交に当たつてきたのかを知ることができることにある。

従来は、近世の日朝外交体制の成立過程の一つとしてしか見られていなかったのか、審議の内容が詳細に検証されていなかった。あくまでも、近世日朝外交体制成立の過程において国書偽造改竄が行われ、首謀者が

罰せられた事件としてしかみなされていなかったことが原因ではないか。

しかし、その過程における徳川政権の問題関心を知ることこそ、近世の日朝外交体制のあり方を検証するための前提である、と考える。そこで、本稿ではその問題関心を知るべく審議の再検証を試みたが、まだまだ検証すべき課題は山ほどある。

柳川氏が敗訴したこと、対馬藩の記録の保存体系がまだ確立していなかったことにより、対馬における柳川一件関係の一次史料の残存状況はよくない。従来の研究においても徳川政権側の記録や朝鮮側の記録を頼りに実態解明を試みているが、未解決な部分は多い。

そのうちのひとつが審議開始の遅れである。宗氏と柳川氏が訴えを起したのは寛永八年だが、本格的な審議の開始は三年後の寛永十一年である。その間の徳川政権内の状況はいかなるものであったか、政権の重臣層は朝鮮との外交をどのように認識していたかなど解明すべき点はある。

今後は徳川政権の権力構造に焦点を当てて、柳川一件の再検討を続けていきたい。

注

- (1) 田中健夫『対外関係と文化交流』（思文閣出版、一九八二年）一九五頁。
- (2) 国交回復当初は「回答兼刷還使」と呼ばれており、正式に朝鮮通信使となったのは寛永一三年からである。本稿では柱となる史料、『寛永十三丙子年朝鮮信使記録』の記事に合わせて「朝鮮通信使」と呼ぶことにする。
- (3) 以上述べてきたことは、戦後中村栄孝が初めて論じ、その後の研究の前提となっている。
- (4) 田中健夫「鎖国成立期における朝鮮との関係」『朝鮮学報』第三十輯（一九六五年一月、四二頁）。
- (5) 田中前掲書四二～四三頁。

(6) 荒野泰典「大君外交体制の確立」『鎖国』（有斐閣、一九八一年）を参照。

(7) 荒野前掲書、一七五～一七九頁。

(8) 荒野前掲書、一七九頁、一八七～一九四頁。

(9) 田代和生「日朝外交体制の確立」『日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）二二一頁。

(10) 田代和生「書き替えられた国書―徳川・朝鮮外交の舞台裏―」（中公新書、一九八三年）一六二～一六九頁。

(11) 高橋公明「慶長十二年の回答兼刷還使の来日についての一考察―近藤守重説の再検討」『名古屋大学文学部研究論集』X C II（史学三一）（名古屋大学文学部、一九八五年）九三～一〇四頁。

(12) 関德基「近代東アジアの中の韓日関係」（早稲田大学出版部、一九九四年）九七～一五二頁。

(13) 米谷均「近世初期日朝関係における外交文書の偽造と改竄」『早稲田大学大学院文学研究科紀要第四一輯 第4分冊』（早稲田大学大学院文学研究科、一九九六年）二二～三三頁。

(14) 荒野前掲書、一五六頁。

(15) 『寛政重修諸家譜』第八（二五六～二六二頁）、宗義成。

(16) 『同書』第八（二五六～二六二頁）、宗義成。

(17) 『同書』第八（二五六～二六二頁）、宗義成。

(18) 以下は、田中前掲書、二九～六二頁、荒野泰典「幕藩制国家と外交―対馬藩を素材として」『歴史学研究別冊特集―世界史認識における民族と国家―』（歴史学研究会編、青木書店、一九七八年一月、九五～一〇五頁）などで論じられていることをもとにした。

(19) 寛永一〇（一六三三）年に一度再開することになったが、將軍家光の上洛と重なり、上洛が終了するまで延期することになった。

(20) 『寛永十三丙子年朝鮮信使記録』以下特に断らない限り、これを典拠とする。

従来の研究ではこの史料をもとに柳川一件の審議が論じられることはなかったが、宗義成によって書かれた史料であることから、最も信憑性が高い史料であると判断し、本稿の柱として使った。

(21) 田代和生「日朝外交体制の確立」『日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）二二二頁。

(22) 田代和生は、著書『書き替えられた国書―徳川・朝鮮外交の舞台裏―』（中公新書、一九八三年）の中で、そのことを指摘している。

(23) 田代前掲書、一三五頁。

(24) 審議に先立ち、寛永一一（一六三四）年二月一日に、重臣と古川右馬助（義成の家臣）との間でいかのようなり取りがされている。

十二月朔 為ニ昨晚ノ答ノ令ムル時ハ下余カ家老古川右馬助ヲ到諸執權ニ則諸老言テ曰對馬ノ守所ヲ遣下於本州ノ留守居人并ニ附置ク于釜山浦ニ之土等ニ上之書状可シ只今持テ来ル焉其レ為マニトレ加シ印證ヲ也云云依テ是ニ調ヘニ書状ヲ呈シ諸老ニ而告テ曰捻ナ自リ古來一使シムルレ渡シ海朝鮮ニ者ノニハニ封一吹舉ヲ以遣スレ焉也依テ下若シ此無キ時ハ吹舉ニ則彼ノ地為スニ猶豫ヲ上今為メニカレ之告クトレ焉也云云諸老相議シテ曰然ラハ則其可キナリ下以ニ吹舉ノ之銅印ヲ封ス中此書上之ニ且ツ令シムニ雙方ノ使者ヲシテ同船ヲ渡海ニ也此ノ日依テカ余印在ルニ對州ニ議シテ於篠田九郎左衛門尉横田格左衛門尉ニ而于テ對州ニ證スニ之件ノ兩檢使ノ目前ニ焉調興カ印ハ於テ 江戸ニ證スレ焉

これによると、重臣は義成に、以前本州の留守居人や釜山浦派遣の家臣に宛てた書状を提出させている。この時の詳細なやり取りは、この記事からは全て読み取ることができないが、この時提出された書状をもとに審議が行われたと考える。

(25) 田代和生「寛永六（仁祖七、一六二九）、対馬使節の朝鮮国「御上京毎日記」とその背景（一）」『朝鮮学報』第九十六輯（一九八〇年七月、八五〜九五頁）、「寛永六（仁祖七、一六二九）、対馬使節の朝鮮国「御上京毎日記」とその背景（二）」『朝鮮学報』第九十八輯（一九八一年一月、六三〜七六頁）、「寛永六（仁祖七、一六二九）、対馬使節の朝鮮国「御上京毎日記」とその背景（三）」『朝鮮学報』第一〇一輯（一九八一年一〇月、五一〜一〇八頁）。

(26) 荒野前掲書、一七〇頁。

(27) この時の正使は玄方長老、副使は宗讚岐（『寛政重修諸家譜』第八（二五六〜二六二頁）、宗義成より）。

(28) 荒野前掲書一六四〜一六六頁、田代和生『書き替えられた国書―徳川・朝鮮外交の舞台裏―』（中公新書、一九八三年、五五〜六〇頁）。

(29) 田代前掲書、六二〜六五頁。

(30) 田代前掲書、九五頁。

(31) 田代前掲書、七二頁。

(32) 田代前掲書、一五五頁。

(33) 田代前掲書、三九頁。

(34) 慶長の朝鮮通信使の帰国後、將軍の書契に「日本国王号」が用いられていないなどの理由で正使呂祐吉、副使慶暹、従事官丁好寛が処罰されるといふ事態が発生した。（三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年、一七五頁）より）。

(35) 荒野前掲書、一八一〜一八四頁。

(36) 田中健夫は「鎖国成立期における朝鮮との関係」『中世対外関係史』（東京大学出版会、一九七五年、二六一頁）において朝鮮との通交貿易を望んでいたのは対馬であつて幕府ではなかつた、と指摘している。

（本学文学研究科史学専攻博士課程前期課程）